

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事
工事地名	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 5月	12) 設 計 年 月	令和 8年 5月
2) 事務所名	利根川水系砂防事務所 工務課	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		14) 単価適用年月	2026年 5月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 5月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	砂防・地すべり等工事	17) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		18) 調 整 区 分	0
8) 工 期	199日間 自 令和 8年 7月15日 (当初) 至 令和 9年 1月29日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	長野県	20) 現場管理費対象額	
10) 地 区	佐久地区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	利根川上流	22) 処 分 費 等	0
		23) 公 告 日	令和 8年 5月 8日
		24) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 砂防事業費	2) 目： 砂防事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	----------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
砂防堰堤			式	1		87,205,993			
砂防土工			式	1		1,136,816			
盛土工 (ICT)			式	1		845,460			
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		4.0m以上	m3	3,300	256.2	845,460			単-1号
法面整形工 (ICT)			式	1		291,356			
法面整形 (盛土部) (ICT)		れ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	520	560.3	291,356			単-2号
コンクリート堰堤工			式	1		83,657,894			
作業土工			式	1		4,023,028			
床掘り (掘削 (砂防))		土砂	式	1		1,805,580			内-1号
土砂等運搬 (砂防)		土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		1,380,988			内-2号
整地		残土受入れ地での処理	式	1		334,620			内-3号
基礎面整形			m2	1,020	492	501,840			単-3号

設計内訳書

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
コンクリート堰堤本体工		式	1		9, 552, 888				
保護コンクリート	21-5-40 (高炉)	m3	252	30, 930	7, 794, 360			単-4号	
既設面清掃	高压洗浄	m2	230	1, 356	311, 880			単-5号	
型枠		式	1		765, 900			内-4号	
足場		式	1		680, 748			内-5号	
コンクリート側壁工		式	1		22, 314, 958				
コンクリート	21-8-40 (高炉)	m3	466	31, 240	14, 557, 840			単-6号	
目地板	樹脂発泡体 (15倍発泡) t=10	式	1		222, 096			内-6号	
水抜パイプ	VP-50	式	1		99, 252			内-7号	
型枠		式	1		7, 150, 000			内-8号	
足場		式	1		285, 770			内-9号	
水叩工		式	1		47, 767, 020				

設計内訳書

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
コンクリート	21-5-40(高炉)	m3	1,506	30,170	45,436,020			単-7号	
型枠		式	1		2,331,000			内-10号	
護床工・根固め工		式	1		208,224				
根固めブロック工		式	1		208,224				
根固めブロック据付	公称重量3t	個	12	14,420	173,040			単-8号	
消波根固めブロック運搬	公称重量3t 運搬距離L=2.0km以下	個	12	2,932	35,184			単-9号	
砂防堰堤付属物設置工		式	1		762,220				
防止柵工		式	1		247,020				
金網・支柱(立入防止柵)	H=1.8m 支柱間隔1.5m	m	10	11,280	112,800			単-10号	
門扉	片開き	基	2	67,110	134,220			単-11号	
銘板工		式	1		515,200				
銘板	900×600×30 鋳物用銅合金地金	枚	1	515,200	515,200			単-12号	

設計内訳書

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
仮設工		式	1		1,440,839				
工事用道路工		式	1		966,539				
仮道路		式	1		573,490			内-11号	
工事用道路補修		式	1		393,049			内-12号	
交通管理工		式	1		474,300				
交通誘導警備員		式	1		474,300			内-13号	
直接工事費		式	1		87,205,993				
共通仮設費		式	1		13,817,539				
共通仮設費		式	1		6,754,539				
事業損失防止施設費		式	1		980,189				
防音シート		式	1		980,189			内-14号	
技術管理費		式	1		5,068,350				

設計内訳書

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	砂防堰堤		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
地質調査費		式	1		30,000			内-15号	
システム初期費 (ICT)		式	1		1,146,000			内-16号	
第三者による品質証明に係る費用		式	1		3,892,350			内-17号	
現場環境改善費 (率計上)		式	1		706,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		7,063,000				
純工事費		式	1		101,023,532				
現場管理費		式	1		26,382,000				
工事原価		式	1		127,405,532				
一般管理費等		式	1		22,094,468				
工事価格		式	1		149,500,000				
消費税相当額		式	1		14,950,000				
工事費計		式	1		164,450,000				

一式当たり内訳書

第 1号内訳書 床掘り(掘削(砂防))

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削 (砂防)	土砂 3, 000m3以上 無し	m 3	6, 300	286. 6	1, 805, 580			
合 計					1, 805, 580			

一式当たり内訳書

土砂等運搬(砂防)
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬(砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0. 5km以下	m 3	2, 590	533. 2	1, 380, 988			
合 計					1, 380, 988			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書

整地

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	2, 600	128. 7	334, 620			
合 計					334, 620			

一式当たり内訳書

型枠
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠工 [砂防]	標準(1.0)	m 2	69	11, 100	765, 900			
合 計					765, 900			

一式当たり内訳書

足場
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場（キャットウォーク） 設置・撤去		m	141	4, 828	680, 748			
合 計					680, 748			

一式当たり内訳書

目地板
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m 2	56	3, 966	222, 096			
合 計					222, 096			

一式当たり内訳書

水抜パイプ
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
硬質塩化ビニル管	一般管 VP-50	m	179	458	81,982			
吸い出し防止シート	河川護岸用 t=20mm	m ²	11	1,570	17,270			
合 計					99,252			

一式当たり内訳書

型枠
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準	m ²	280	12, 850	3, 598, 000			
型枠工 [砂防]	標準(1. 0)	m ²	320	11, 100	3, 552, 000			
合 計					7, 150, 000			

一式当たり内訳書

足場
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場（キャットウォーク） 設置・撤去		m	39	4, 828	188, 292			
天端手摺設置・撤去		m	61	1, 598	97, 478			
合 計					285, 770			

一式当たり内訳書

第 10号内訳書

型棒

單僱使用年月	2026.05
步掛使用年月	2026.05
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 11号内訳書
仮道路

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（砂防）	土砂 3, 000m3以上 無し	m 3	250	286. 6	71, 650			
基面整正		m 2	1, 020	492	501, 840			
合 計					573, 490			

一式当たり内訳書

工事用道路補修

第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事用道路補修工	道路幅4m 未舗装	m	1, 018	386. 1	393, 049			
合 計					393, 049			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	31	15, 300	474, 300			
合 計					474, 300			

一式当たり内訳書

防音シート
第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮囲い設置・撤去	設置・撤去	m	92	8, 199	754, 308			
防音シート材料基本料		式	1		21, 261			
防音シート材料賃料		日	130	1, 574	204, 620			
合 計					980, 189			

一式当たり内訳書

地質調査費

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
地質調査費（一式入力）	18千円							
試料作成費		式	1		18, 000			
地質調査費（一式入力）	12千円							
圧縮強度試験		式	1		12, 000			
合 計					30, 000			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第三者による品質証明に係る費用

第 17号内訳書

單價使用年月	2026. 05
步掛使用年月	2026. 05
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
単-1号	路体(築堤)盛土(ICT)	4. 0m以上	単位	m3	数量	1	単価 256. 2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（I C T）		20, 000m3未満 無し	m 3	1	256. 2	256. 2	
計						256. 2	
単価						256. 2	円／m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
単-2号	法面整形(盛土部)(ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価 560. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（I C T）		盛土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	560. 3	560. 3	
計						560. 3	
単価						560. 3	円／m2

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	基礎面整形		単位	m2	数量	1	単価	492	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
基面整正			m 2	1	492	492			
計						492			
単価						492	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	保護コンクリート	21-5-40(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	30, 930
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
一般部コンクリート打設		30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 一般養生 標準(1. 0)	m 3	1	30, 930	30, 930		
計						30, 930		
単価						30, 930	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単-5号	既設面清掃	高压洗浄	単位	m2	数量	1	単価	1, 356
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
既設面清掃工		高压洗浄	m 2	1	1, 356	1, 356		
計						1, 356		
単価						1, 356	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一6号	コンクリート	21-8-40(高炉)	単位	m3	数量	466	単価	31, 240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
一般部コンクリート打設		30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 一般養生 標準(1. 0)	m 3	232. 9	30, 930	7, 203, 597		
一般部コンクリート打設		30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 特殊養生 標準(1. 0)	m 3	233. 1	30, 430	7, 093, 233		
コンクリート養生 (砂防工)			m 3	233. 1	1, 111	258, 974. 1		
計						14, 555, 804. 1		
単価						31, 240	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一7号	コンクリート	21-5-40(高炉)	単位	m3	数量	1, 506	単価	30, 170
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
一般部コンクリート打設		80m3/日以上140m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 一般養生 標準(1. 0)	m 3	1, 004	29, 960	30, 079, 840		
一般部コンクリート打設		80m3/日以上140m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 特殊養生 標準(1. 0)	m 3	502	29, 460	14, 788, 920		
コンクリート養生 (砂防工)			m 3	502	1, 111	557, 722		
計						45, 426, 482		
単価						30, 170	円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一8号	根固めブロック据付	公称重量3t	単位	個	数量	12	単価	14, 420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
消波根固めブロック積込み		2. 5tを超え5. 5t以下 ラフテレンクレーン(油圧伸縮ｼﾌﾞ型)最大吊上能力25t吊 標準	個	12	2, 658	31, 896		
消波根固めブロック据付け		2. 5tを超え5. 5t以下 陸上 14. 2個 層積 ラフテレンクレーン(油圧伸縮ｼﾌﾞ型)最大吊上能力25t吊 標準	個	12	6, 960	83, 520		
吸出し防止材設置			m 2	30	1, 918	57, 540		
計						172, 956		
単価						14, 420	円／個	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一9号	消波根固めブロック運搬	公称重量3t 運搬距離L=2. 0km以下	単位	個	数量	1	単価	2, 932
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
消波根固めブロック運搬		2. 5tを超え5. 5t以下 積込み・据付け(層積) 3個 2. 0km以下	個	1	2, 932	2, 932		
計						2, 932		
単価						2, 932	円／個	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一10号	金網・支柱(立入防止柵)	H=1.8m 支柱間隔1.5m	単位	m	数量	10	単価	11,280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
金網・支柱(立入防止柵)		鋼管基礎 2m以下 1.5m	m	10	3,712	37,120		
金網・支柱(立入防止柵)(材料費)			m	10	7,420	74,200		
箱抜き		D75 全ての費用	m	2	715.7	1,431.4		
計						112,751.4		
単価						11,280	円/m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.05 2026.05 1.000-00-00-2-0	
単－11号	門扉	片開き	単位	基	数量	1	単価	67,110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
門扉		片開き 2m以下	基	1	16,310	16,310		
門扉（材料費）			基	1	50,800	50,800		
計						67,110		
単価						67,110	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
単－12号	銘板	900×600×30 鋳物用銅合金地金	単位	枚	数量	1	単価	515, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
銘板設置			枚	1	515, 200	515, 200		
計						515, 200		
単価						515, 200	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
	一般部コンクリート打設	30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 一般養生 標準(1. 0)	単位	m 3	数量	100	単価 30, 930
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	1. 8	32, 100	57, 780	
特殊作業員			人	4	28, 400	113, 600	
普通作業員			人	4. 8	24, 600	118, 080	
生コンクリート		21-5-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	25, 700	2, 672, 800	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1. 6	53, 200	85, 120	
諸雑費（率＋まるめ） 16%			式	1		45, 620	
計						3, 093, 000	
単価						30, 930	円／m 3

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	既設面清掃工	高压洗浄	単位	m 2	数量	100	単価	1, 356
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 83	32, 100	26, 643		
	特殊作業員		人	1. 67	28, 400	47, 428		
	普通作業員		人	0. 83	24, 600	20, 418		
	高压洗浄機運転	吐出量 35～70L/min	日	0. 83	14, 280	11, 852		
	諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		29, 259		
	計					135, 600		
	単価					1, 356	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	型枠工 [砂防]	標準 (1. 0)	単位	m 2	数量	100	単価	11, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	3. 9	32, 100	125, 190		
	型わく工		人	14. 9	29, 000	432, 100		
	特殊作業員		人	0. 85	28, 400	24, 140		
	普通作業員		人	8. 5	24, 600	209, 100		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	2. 3	53, 200	122, 360		
	諸雑費 (率+まるめ) 25%		式	1		197, 110		
	計					1, 110, 000		
	単価					11, 100	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	足場（キャットウォーク）設置・撤去		単位	m	数量	100	単価	4, 828
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2. 7	32, 100	86, 670		
	とび工		人	6. 2	29, 100	180, 420		
	普通作業員		人	5. 5	24, 600	135, 300		
	諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		80, 410		
	計					482, 800		
	単価					4, 828	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	一般部コンクリート打設	30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 一般養生 標準(1. 0)	単位	m 3	数量	100	単価	30, 930
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 8	32, 100	57, 780		
	特殊作業員		人	4	28, 400	113, 600		
	普通作業員		人	4. 8	24, 600	118, 080		
	生コンクリート	21-8-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	25, 700	2, 672, 800		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1. 6	53, 200	85, 120		
	諸雑費（率＋まるめ） 16%		式	1		45, 620		
	計					3, 093, 000		
	単価					30, 930	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	一般部コンクリート打設	30m3/日以上80m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 特殊養生 標準(1. 0)	単位	m 3	数量	100	単価	30, 430
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 6	32, 100	51, 360		
	特殊作業員		人	3. 7	28, 400	105, 080		
	普通作業員		人	4. 3	24, 600	105, 780		
	生コンクリート	21-8-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	25, 700	2, 672, 800		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1. 6	53, 200	85, 120		
	諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		22, 860		
	計					3, 043, 000		
	単価					30, 430	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	コンクリート養生（砂防工）		単位	m 3	数量	10	単価	1, 111
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	0. 4	24, 600	9, 840		
	諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		1, 270		
	計					11, 110		
	単価					1, 111	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	残存型枠及び残存化粧型枠	残存型枠 無し 標準	単位	m ²	数量	100	単価	12, 850
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 6	32, 100	51, 360		
	型わく工		人	5	29, 000	145, 000		
	普通作業員		人	3. 2	24, 600	78, 720		
	溶接工		人	2. 7	33, 200	89, 640		
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1. 7	53, 200	90, 440		
	残存型枠	組立部材含む	m ²	106	7, 180	761, 080		
	諸雑費（率＋まるめ） 19%		式	1		68, 760		
	計					1, 285, 000		
	単価					12, 850	円／m ²	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	天端手摺設置・撤去		単位	m	数量	100	単価	1, 598
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 9	32, 100	28, 890		
	とび工		人	3. 2	29, 100	93, 120		
	普通作業員		人	1	24, 600	24, 600		
	諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		13, 190		
	計					159, 800		
	単価					1, 598	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	一般部コンクリート打設	80m3/日以上140m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 一般養生 標準(1. 0)	単位	m 3	数量	100	単価	29, 960
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 4	32, 100	44, 940		
	特殊作業員		人	2. 9	28, 400	82, 360		
	普通作業員		人	3. 8	24, 600	93, 480		
	生コンクリート	21-5-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	25, 700	2, 672, 800		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1. 1	53, 200	58, 520		
	諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		43, 900		
	計					2, 996, 000		
	単価					29, 960	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	一般部コンクリート打設	80m3/日以上140m3/日未満 無 生コンクリート各種 無 特殊養生 標準(1. 0)	単位	m 3	数量	100	単価	29, 460
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 2	32, 100	38, 520		
	特殊作業員		人	2. 6	28, 400	73, 840		
	普通作業員		人	3. 3	24, 600	81, 180		
	生コンクリート	21-5-40(高炉) JIS A 5308	m 3	104	25, 700	2, 672, 800		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	1. 1	53, 200	58, 520		
	諸雑費（率＋まるめ） 11%		式	1		21, 140		
	計					2, 946, 000		
	単価					29, 460	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	銘板設置		単位	枚	数量	1	単価	515, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 3	32, 100	9, 630		
	普通作業員		人	0. 8	24, 600	19, 680		
	銘板	900×600×30 鋳物用銅合金地金	枚	1	483, 000	483, 000		
	諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		2, 890		
	計					515, 200		
	単価					515, 200	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	工事用道路補修工	道路幅4m 未舗装	単位	m	数量	100	単価	386. 1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	0. 67	24, 600	16, 482		
	バックホ運転	クローラ型 山積0. 8m3 平積0. 6m3 排対2次	日	0. 33	67, 050	22, 126		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					38, 610		
	単価					386. 1	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	15, 300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	15, 300	15, 300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					15, 300		
	単価					15, 300	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	仮囲い設置・撤去	設置・撤去	単位	m	数量	10	単価	8, 199
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	仮囲い設置		m	10	4, 480	44, 800		
	仮囲い撤去		m	10	3, 719	37, 190		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					81, 990		
	単価					8, 199	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防音シート材料基本料		単位	式	数量		単価	21, 261
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	単管パイプ（基本料）	φ 48. 6×2. 4×1000	本	28	10. 5	294		
	単管パイプ（基本料）	φ 48. 6×2. 4×2500	本	55	26. 5	1, 457		
	単管パイプ（基本料）	φ 48. 6×2. 4×3000	本	28	31. 5	882		
	単管パイプ（基本料）	φ 48. 6×2. 4×4000	本	46	42	1, 932		
	ジョイント（基本料）	φ 48. 6用	個	46	16	736		
	直交クランプ（基本料）	φ 48. 6用	個	164	15	2, 460		
	防音シート（基本料）	1. 8×3. 4m	枚	27	500	13, 500		
	計					21, 261		
	単価					21, 261	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防音シート材料賃料		単位	日	数量		単価	1, 574
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	単管パイプ（賃料）	φ 48. 6×2. 4×1000	本	28	0. 33	9		
	単管パイプ（賃料）	φ 48. 6×2. 4×2500	本	55	0. 82	45		
	単管パイプ（賃料）	φ 48. 6×2. 4×3000	本	28	0. 98	27		
	単管パイプ（賃料）	φ 48. 6×2. 4×4000	本	46	1. 31	60		
	ジョイント（賃料）	φ 48. 6用	個	46	0. 36	16		
	直交クランプ（賃料）	φ 48. 6用	個	164	0. 41	67		
	防音シート（賃料）	1. 8×3. 4m	枚	27	50	1, 350		
	計					1, 574		
	単価					1, 574	円／日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	地質調査費（一式入力） 試料作成費	18千円	単位	式	数量	1	単価	18, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
地質調査費			式	1		18, 000		
計						18, 000		
単価						18, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	地質調査費（一式入力） 圧縮強度試験	12千円	単位	式	数量	1	単価	12, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
地質調査費			式	1		12, 000		
計						12, 000		
単価						12, 000	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548, 000		
計						548, 000		
単価						548, 000	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	技師（Ｂ）	（その他原価及び一般管理費等を含む）	単位	人日	数量	38. 5	単価	101, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技師（Ｂ）		人	38. 5	49, 300	1, 898, 050		
	その他原価		式	1		632, 683		
	一般管理費等		式	1		1, 362, 703		
	計					3, 893, 436		
	単価					101, 100	円／人日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
	高圧洗浄機運転	吐出量 35～70L/min	単位	日	数量	1	単価 14, 280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン		レギュラー	L	32	163	5, 216	
高圧洗浄機 [工事用・ガソリンエンジン駆動]		吐出量 35～70L/min 圧力 14. 7MPa	供用日	1. 36	6, 660	9, 057	
諸雑費（まるめ）			式	1		7	
計						14, 280	
単価						14, 280	円／日

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 05 2026. 05 1. 000-00-00-2-0
	バックホウ運転	クローラ型 山積0. 8m3 平積0. 6m3 排対2次	単位	日	数量	1	単価 67, 050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	1	27, 700	27, 700	
軽油			L	87	154	13, 398	
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕		排出ガス対策型（第2次） バケット容量0. 8 m 3	供用日	1. 5	17, 300	25, 950	
諸雑費（まるめ）			式	1		2	
計						67, 050	
単価						67, 050	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	仮囲い設置		単位	m	数量	10	単価	4, 480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 27	32, 100	8, 667		
	特殊作業員		人	0. 541	28, 400	15, 364		
	普通作業員		人	0. 541	24, 600	13, 308		
	諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		7, 461		
	計					44, 800		
	単価					4, 480	円／m	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 05
歩掛使用年月	2026. 05
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	仮囲い撤去		単位	m	数量	10	単価	3, 719
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 25	32, 100	8, 025		
	普通作業員		人	1	24, 600	24, 600		
	諸雑費（率＋まるめ） 14%		式	1		4, 565		
	計					37, 190		
	単価					3, 719	円／m	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事			合算工事： 0			
対象工事費	88,186,182	直接工事費	87,205,993	準備費	0	事業損失 980,189
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	0					
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分2， 7	0	（工場原価）				
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分9	0	（間接費非対象額）				
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）	0					
無償貸付機械評価額（＋）	0					
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）	88,186,182	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額	88,186,182		0		0	
共通仮設費（率分）						
率（補正前）	8.01 %		0 %			
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1			
率（補正後）	8.01 %					
計上額	7,063,000		0		0	
比較結果						
当該追加工事	A					
0	0	調整工事計上額				0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	87,205,993	直接工事費	87,205,993		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	87,205,993	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.81 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.81 %				
計上額	706,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	6,048,539				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	980,189
安全費	0	役務費	0	技術管理費	5,068,350
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					13,817,539

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	101,023,532	単独（追加工事）直接工事費	87,205,993	単独（追加工事）共通仮設費	13,817,539
非対象額計（－）	3,922,350				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	3,922,350	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	97,101,182	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	97,101,182		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	26.77％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0.4％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	27.17％		0％		
計上額	26,382,000		0		0
			5,606,250（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川水系砂防事務所 工務課	工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年05月	主工種	砂防・地すべり等工事

工事原価	127,405,532				
純工事費	101,023,532	現場管理費	26,382,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	3,922,350				
管理費区分 9	3,922,350	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	123,483,182	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	123,483,182	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	123,483,182				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.86 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	22,094,468				
業務委託料等	0				
調査基準価格	149,369,000				
調査基準価格の100/110	135,790,000	（ 90.83 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 濁川砂防堰堤工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
砂防堰堤		式		1		
砂防土工		式		1		
盛土工 (ICT)		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)	4.0m以上	m3		3,300		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (盛土部) (ICT)	砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		520		
コンクリート堰堤工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (掘削 (砂防))	土砂	式		1		
土砂等運搬 (砂防)	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
基礎面整形		m2		1,020		
コンクリート堰堤本体工		式		1		
保護コンクリート	21-5-40(高炉)	m3		252		
既設面清掃	高圧洗浄	m2		230		
型枠		式		1		
足場		式		1		
コンクリート側壁工		式		1		
コンクリート	21-8-40(高炉)	m3		466		
目地板	樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	式		1		
水抜パイプ	VP-50	式		1		
型枠		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
足場		式		1		
水叩工		式		1		
コンクリート	21-5-40 (高炉)	m3		1, 506		
型枠		式		1		
護床工・根固め工		式		1		
根固めブロック工		式		1		
根固めブロック据付	公称重量3t	個		12		
消波根固めブロック運搬	公称重量3t 運搬距離L=2.0km以下	個		12		
砂防堰堤付属物設置工		式		1		
防止柵工		式		1		
金網・支柱 (立入防止柵)	H=1.8m 支柱間隔1.5m	m		10		

工事数量総括表

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
門扉	片開き	基		2		
銘板工		式		1		
銘板	900×600×30 鋳物用銅合金地金	枚		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
仮道路		式		1		
工事用道路補修		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
事業損失防止施設費		式		1		
防音シート		式		1		
技術管理費		式		1		
地質調査費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
第三者による品質証明に係る費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 濁川砂防堰堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 濁川砂防堰堤工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	87,205,993
(2)共通仮設費 -----	13,817,539
(3)純工事費 -----	101,023,532

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	26,382,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	127,405,532
----------------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額) -----	22,094,468
-----------------------	------------

(8')その他費目計 -----	0
------------------	---

(9)業務委託料等 -----	0
------------------	---

(10)工事価格 -----	149,500,000
----------------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	14,950,000
------------------	------------

(12)請負工事価格 -----	164,450,000
------------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	149,500,000
-------------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	149,369,000
------------------	-------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	135,790,000
--------------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) -----	22,103,489	)
------------------------	------------	---

令和 8 年度

R 8 濁川砂防堰堤工事

特記仕様書

令和 8 年 5 月

国土交通省
利根川水系砂防事務所

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 条 適用(共通仕様書 1-1-1-1)

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 8 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。
4. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については、以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第 2 条 主任技術者等(契約書 第10条)

本工事の主任技術者または監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って主任技術者または監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。)については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。
4. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。
5. なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付。)とする。
6. 主任技術者または監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 2 号の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例 2 号の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、1 級施工管理技士補または 1 級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は専任特例 2 号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例 2 号の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
なお、専任特例 1 号の監理技術者または主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。ただし、同一或いは別々の発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについてはこれら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 専任特例 2 号の監理技術者が兼務できる工事は長野県の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例 2 号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

- (7) 専任特例 2 号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- 本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(1 級施工管理技士等の国家資格者合格証の写しなど)
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書またはこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
 - 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 2 号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第 5 条 コリンズ(CORINS)への登録(共通仕様書 1-1-1-7)

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は工事受注後または施工中において、当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとし、余裕期間を含まないことに留意するものとする。

第 6 条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は世界測地系(JGD2024)に準拠する。

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 緯度 36° 21' 06" 経度 138° 31' 46"

第 7 条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、入札公告 1. 工事の概要(3) 工事内容及び(4) 工事概算数量を参考にするものとする。

第 8 条 コリンズ(CORINS)への設計業務名及びテクリス番号の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名及びテクリス番号を登録すること。設計業務名及びテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名：H 2 9 浅間山緊急減災対策施設設計業務 (TECRIS番号：4032390937)

第 9 条 施工体制台帳(共通仕様書 1-1-1-13)

工事成績優秀企業に認定され認定有効期限内に工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む。)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可。)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第 10 条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事) (共通仕様書 1-1-1-16)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い検査を受けなければならない。

なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可。)に係る資料は下記のとおりとし、関東地方整備局または利根川水系砂防事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、または工事コスト調査資料の提出が無い場合には工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については工事コスト調査終了後に工事成績評点を通知する。

- (5) 公表資料は、以下のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－ 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 11 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については発注者の負担によるものとする。

第 12 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下

に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ①. 砂防土工
- ②. コンクリート堰堤工

第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和8年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和8年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式ー15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は改めて受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査(共通仕様書 1-1-1-3)

発注者は設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は設計変更の対象とする。

なお、設計変更の対象については「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和6年3月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.6)
令和6年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については監督職員の確認を得たうえで決定すること。
4. 受注者はサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①. 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②. サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③. ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、または復旧若しくは処理対応が不適切な場合には受注者はサービス提供者と協議のうえ、情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」の設置

本工事は「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」(以下「三者会議」という。)の対象工事では無いが、受注者が「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者(工事受注者)の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。受注者は「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては「設計・施工技術連絡会議(「三者会議」)運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第17条 設計審査会の設置

本工事は発注者と受注者が一堂に会して現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の

役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第 1 8 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)に掲載している工事環境改善実施要領に基づき監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 1 9 条 ワンデーレスポンス(共通仕様書 1-1-1-4)

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等への回答は基本的に「その日の内」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合はいつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日の内」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 2 0 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は以下によるものとする。

- ①. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②. 受注者は工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに事務所長へ直接または契約担当課長経由で書面によりその旨を報告することができる。

第 2 1 条 設計変更等(共通仕様書 1-1-1-18)

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によることとする。

第 2 2 条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については物価水準の変動により請負代金が不適當となったと認められた場合に相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土等の主要工事材料も対象となるので物価水準の変動により請負代金が不適當となった場合には相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 2 3 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第25条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者はコンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備及び管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品一検査方法通則)により実施しなければならない。
なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第26条 施工管理(共通仕様書 1-1-1-27)

1. 本工事の施工管理は関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和8年度版)によるものとする。
なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については監督職員と協議のうえ施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)によるものとする。
なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和8年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第27条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では以下の1～4の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者はデジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)(以下「写真管理基準」という。)[2-2撮影方法]に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は写真管理基準(令和6年3月)[2-2撮影方法]による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により対象機器の使用が困難な工種については使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)(以下「デジタル写真管理情報基準」という。)に準ずるが、同条2に示す黒板情報の電子的記入については写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は同条2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下「黒板情報電子化写真」という。)を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に受注者はURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。また、提出された信憑性確認の結果を監督職員が確認することがある。下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第28条 ICT活用工事(土工数量1,000m³以上)について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するもの

とする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。対象は土工を含む工事とする。

- ①. 3次元起工測量
- ②. 3次元設計データ作成
- ③. ICT建設機械による施工
- ④. 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤. 3次元データの納品

3. 受注者は特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記2. (2)①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①. 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1)～4)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

②. 3次元設計データ作成

受注者は5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③. ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用いて以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては国土地理院の電子基準点の他、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール(MC)技術または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。ただし、現場条件により③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④. 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～4)から選択(複数以上可)して実施するものとする。また、土工における出来形管理にあたっては以下1)～4)を原則とするが現場条件等により以下5)～9)の出来形管理を選択して

面管理を実施してもよい。ただし、以下5)～9)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は監督職員との協議のうえ、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたって、受注者は河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法またはRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わり、その都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は監督職員と協議のうえ、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤. 3次元データの納品

5. ①及び②、④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第29条 ICT活用工事(作業土工(床堀工))について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では施工者の希望によりその実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①(選択)②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は作業土工(床堀工)を含む工事とする。
 - ①. 起工測量(選択)
 - ②. 3次元設計データ作成
 - ③. ICT建設機械による施工
 - ④. 該当なし(3次元出来形管理等の施工管理)
 - ⑤. 3次元データの納品

3. 受注者は特記仕様書に明示された作業土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望があ

る場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①(選択)②③および⑤の段階でICT施工技術を活用することとし、作業土工(床掘工)について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工(床掘工)以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工(床掘工)と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、作業土工について以下の施工を実施する。

①. 起工測量(選択)

受注者は起工測量にあたって従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ICT施工技術を用いた起工測量としては3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

②. 3次元設計データ作成

受注者は、5. ③1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械により施工を実施する場合、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③. ICT建設機械による施工

以下1) 2) に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては国土地理院の電子基準点の他、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール(MC)技術または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。ただし、現場条件により③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

2) 2次元MG建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する2次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

④. 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため該当しない。

⑤. 3次元データの納品

5. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。ただし、5. ①において3次元起工測量を実施した場合は取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

6. 上記5. ①(選択)②③の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するも

のとする。

第30条 ICT活用工事(コンクリート堰堤工)について

1. ICT活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では施工者の希望によりその実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象はコンクリート堰堤工等を含む一般土木工事とする。

- ①. 3次元起工測量
- ②. 3次元設計データ作成
- ③. 該当なし (ICT建設機械による施工)
- ④. 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤. 3次元データの納品

3. 受注者はICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記2. (2)①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし、コンクリート堰堤工等について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. 原則、本工事においては、上記2. (2)①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとする。コンクリート堰堤工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

6. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①. 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、以下5) から7) の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

また、コンクリート堰堤工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員と協議のうえ、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

②. 3次元設計データ作成

受注者は6. ①で得られた測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICTコンクリート堰堤工の施工管理においては3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

③. ICT建設機械による施工

コンクリート堰堤工においては該当なし。

④. 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

コンクリート堰堤工の施工管理において以下1)～7)の技術から選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は工事検査前

の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議のうえ、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、出来形管理を行っても良いものとする。

本工事における出来形管理においては以下の出来形管理とし、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- (2) 出来形管理基準及び規格値
出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。出来形の算出は上記(1)で定める計測技術を用いて、以下1)の出来形管理要領によるものとする。
 - 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)
- (3) 出来形管理帳票
現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。
- ⑤. 3次元データの納品
 6. ①及び②、④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。
3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。
7. 上記6.①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
8. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
9. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第31条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

図面とは入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第32条 ICT活用工事(土工)の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。
 - 1) ICT活用工事積算要領
 - 2) ICT活用工事(砂防土工)積算要領
 - 3) ICT活用工事(河床等掘削)積算要領実施した場合は、以下の(1)及び(2)により設計変更の対象とし、費用を計上する。
 - (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。
なお、受注者から見積の提出がない場合は「3次元起工測量・3次元設計データの作成

費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第33条 ICT活用工事(砂防土工)の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- 1) ICT活用工事(土工1,000m³以上)積算要領
- 2) ICT活用工事(土工1,000m³未満)積算要領
- 3) ICT活用工事(砂防土工)積算要領
- 4) ICT活用工事(河床等掘削)積算要領

実施した場合は、以下の(1)及び(2)により設計変更の対象とし、費用を計上する。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、下記の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. ICT建設機械による施工については、全土工数量分見込んでいるが現場条件により従来型建設機械による施工を実施した場合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械(ICT建設機械、通常建設機械)の稼働実績を用いて算出するものとする。受注者はICT施工に要した建設機械(ICT建設機械、通常建設機械)の稼働実績(延べ使用台数)

が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては全施工数量の50%を「掘削(砂防) [ICT建設機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

3. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第34条 ICT活用工事(作業土工(床堀工))の費用について

1. 受注者が契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに、作業土工(床堀工)及び作業土工(床堀工)以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

1) ICT活用工事(導入型)積算要領

2) ICT活用工事(作業土工(床堀工))積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 ICT活用工事(コンクリート堰堤工)の費用について

1. 受注者が契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までにICT活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき(1)及び(2)により費用を設計変更の対象とする。

1) ICT活用工事(コンクリート堰堤工)積算要領

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」の設計変更の対象とする。費用の計上方法については受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については共通仮設費、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

ただし、コンクリート堰堤工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・ 共通仮設費率補正係数：1.2

・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については計上しない。

5) TS等光波方式を用いた出来形管理

6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する

調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。施工者は工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとするが、調査費用については当初は計上していないため設計変更の対象とする。

第37条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む。)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、または荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする。)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置。)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積ではない。)
- (13) 擬音装置(機能を含む。)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要な性を協議の上、決定する。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することが出来る。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

第38条 BIM/CIM活用工事について

本工事はBIM/CIM適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や納品方法等を協議し、決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は受発注者間で協議し、BIM/CIM実施(変更)計画書を作成する。また、作成したBIM/CIM実施計画書(変更含む。)に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題

- 3) BIM/CIMの実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)
- 4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧・データ共有できるソフトウェアの種類、成果物納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用
2. BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

 - 8) 後工事等、今後の使用に向けた引継事項(データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)
 - 9) 省人化の効果(前工事等、使用にあたって引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)
3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

 - 1) BIM/CIM実施計画書・見積書(変更含む。)
 - 2) BIM/CIM実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む。)
 - 3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML形式、IFC形式)、統合モデル、動画等)
4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)で提供されているので適宜参照すること。

第39条 工事中の安全確保(共通仕様書 1-1-1-31)

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

 - I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①. 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②. 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③. 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所1人とし、1箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。
6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院・平成28年3月)に基づいて、UAV等を使用すること。

第40条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ①. 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 - ②. 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
 - ③. 夜間工事については作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、または暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工期においては上記に該当した場合でも真夏日としない。上記①～③によりがたい場合は監督職員と協議すること。
 - (3) 工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - (4) 基準日
受発注者協議により「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工期は含まないものとする。
 - (5) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期
 - (6) 現場管理費の補正
現場管理費の補正は工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。
・補正値(%)＝真夏日率×1.2(真夏日補正係数)

第41条 安全管理推進技術者等認定について

1. 関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下「直轄工事」という。）において、無事故で完成させた技術者に対して「安全管理推進技術者」（以下「認定技術者」という。）として認定する。
2. 認定条件
対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。
 - ・直轄工事において無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く。）に従事した者。
なお、「安全管理担当者」とは施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で現場代理人または主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
 - ・直轄工事にて認定技術者として過去5回認定された者については「優秀安全管理推進技術者」（以下「優秀認定技術者」という。）として認定する。
3. 認定技術者の認証
 - ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下「認定ロゴマーク」という。）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
 - ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
 - ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は当該企業が負担するものとする。
4. 認定技術者の認証期間
認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。
5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または不正による認定取得が確認された場合については認定を取り消す。

第4 2条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級または2級検定に合格した者）または経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第4 3条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>

第4 4条 特定調達品目の調達実績の調査について（共通仕様書 1-1-1-35）

受注者は本工事の資材、建設機械の使用にあたっては必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には監督職員と協議するものとする。

受注者は特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については監督職員より指示する。

第4 5条 建設機械の使用（共通仕様書 1-1-1-35）

受注者は本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第4 6条 交通安全管理・工事現場管理（共通仕様書 1-1-1-37）

受注者は工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第4 7条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出（共通仕様書 1-1-1-37）

共通仕様書1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また、監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ①. 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ②. 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと。）
- ③. 夜間走行条件の場合のみ車両通行記録計（タコグラフ）

当該車両の特殊車両通行許可証については当該経路に関する部分の写しを共通仕様書1-1-1-3

9 官公庁等への手続等第3項に基づき監督職員へ提示するものとする。

第4 8条 工事現場の現場環境改善（共通仕様書 1-1-1-31）

1. 現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には監督職員と協議するものとする。
2. 現場環境改善費として実施する内容は下表のとおりとする。

項 目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、 2. 労働者宿舎の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、 4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、 2. 盗難防止対策(警報機等)
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献

- (1) 仮設備関係：上表より1項目を実施するものとする。
(2) 営繕関係：上表より1項目を実施するものとする。
(3) 安全関係：上表より1項目を実施するものとする。
(4) 地域連携：上表より2項目を実施するものとする。
3. 現場環境改善は具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率計上)の50%を上限として設計変更の対象とする。
5. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

第49条 工期・工期変更(共通仕様書 1-1-1-19)

1. 工期は雨天、休日等105日を見込み、契約の翌日から令和9年1月29日までとする。
なお、休日には日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には施工に必要な実日数(実働日数)に加えて以下の日数を見込んでいる。

①. 準備期間	30日間
②. 後片付け期間	20日間
③. 雨休率(猛暑日補正あり、実働工期日数に休日と天候等による作業不応日※を見込むための係数)	0.41

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
7. 本工事は受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。
なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により工事の始期及び終期を通知すること。余裕期間内は現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより工事に着手することができるものとする。条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第50条 工事工程クリティカルパスの共有(共通仕様書 3-1-1-2)

受注者は現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む。)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合はその事項の処理対応者(「発注者」または「受注者」)を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①. 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②. 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③. 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④. 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤. その他、特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第51条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに設計審査会等において、工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において発注者が開示した工事工程表(別紙ー5)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第52条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。著しい悪天候とは当該工事の工期月の雨休率が直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。工期月とは工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの工期の延長変更請求時までにかかる月をいう。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。
なお、本工事の降雨降雪日は、軽井沢(気象庁)観測所(気象庁のデータ)における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第53条 施工時期及び施工時間(共通仕様書 1-1-1-41)

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての作業	8:00～17:00

上記については積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第54条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は新技術活用の促進を図ることを目的とした新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ①. 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ②. 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③. 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術または同程度以上と見込まれる技術
 - ④. 実用段階に達していない技術または要素技術など研究開発段階にある技術であって、国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
 - (1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

(2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

(3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術

(4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第5 5条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第5 4条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握のうえ、新技術を原則1つ以上選定し、監督職員の承諾を得たうえで活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は選定した新技術が第5 4条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)のいずれの新技術であるか確認できるよう施工計画書に記載する。
4. 当該技術については設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は設計変更の対象としない。
5. 受注者は試行現場照会中の技術を活用する場合において、当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。
なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第5 6条 建設現場の遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督職員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。
なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案) R 5.3」を参考に実施するものとする。
URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>
2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目
現場での適用・不適用については受発注者間にて協議のうえ、適用する工種・確認項目を選定することとする。
3. 実施内容
 - (1) 段階確認・材料確認、立会での確認
 - ① 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声 Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
 - ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管(従来の立会資料の管理と同様。)する。
 - (2) 動画撮影
動画撮影は撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながらの撮影)での撮影はしないこと。動画撮影は静止して撮影または撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。
 - (3) 機器の準備
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定する

ものとする。

なお、配信に利用するシステムは「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web会議システム(teams、zoom等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするがやむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合はその購入費に機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日(国不建第121号)」等に従い監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討のうえ、監督職員と協議を行うものとする。

第57条 建設現場の遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者(監督職員及び検査職員)における「現場実地(現場臨場)の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。

なお、遠隔臨場による工事検査は「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を遠隔臨場による工事検査の対象とする。

なお、全ての検査を対象とするが現場条件や「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。

なお、遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」7.3 検査項目の適応性を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査に掛かる費用については、受発注者間の協議を踏まえ技術管理費に積上げ計上する。

なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」(令和7年12月12日国不建第121号)等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第58条 契約後VE方式の定義

「VE提案」とは契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について受注者が発注者に行う提案である。

第59条 契約後VE提案の意義及び範囲

1. 受注者がVE提案を行う範囲は設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案はVE提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
 - (3) 提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

第60条 契約後VE方式の提案書の提出

1. 受注者は前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む。)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は前項のVE提案を契約の締結日より当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出できるものとする。
4. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第61条 契約後VE方式の提案の審査

提出されたVE提案は施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについてはVE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第62条 契約後VE方式の提案の採否等

VE提案の採否について、原則としてVE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえで、この期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合にはその理由を付して通知するものとする。

第63条 契約後VE方式の提案を採用した場合の設計変更等

1. VE提案を採用した場合において、必要があるときは発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
4. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対す

る変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
なお、V E管理費については原則として変更しないものとする。

第64条 契約後V E方式の提案の活用と保護

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意するものとする。

第65条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。本取組みを実施する場合は施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

なお、期待される効果等について人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。また、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第54条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第66条 出来高部分払方式

本工事の部分払は短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第67条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

第68条 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第69条 受注者はこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第70条 受注者はこの契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、予め本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第71条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

(複写等の禁止)

第72条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第73条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示または承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

第74条 受注者は個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第75条 受注者はこの契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄または消去など別の方法を指示したときは当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示または承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書(別紙-2)を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は発注者の指示または承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

第76条 発注者は受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

(管理体制の整備)

第77条 受注者はこの契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第78条 受注者は従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 土 工

第79条 表土剥ぎ(共通仕様書 1-2-3-1)

盛土箇所(掘削箇所)において、20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

第80条 土の分類(共通仕様書 1-2-3-1)

本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。

土砂：レキ質土

第81条 掘削工等(共通仕様書 1-2-4-2)

掘削や構造物の床堀により発生した土砂は盛土に流用するものとし、残土は濁川第一砂防堰堤堆砂敷(運搬距離L=0.5km)を見込んでいく。

なお、詳細な位置、整地及び後片付け等については、監督職員の承諾を得るものとする。

第82条 盛土工(共通仕様書 1-2-3-3)

盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

第4章 無筋・鉄筋コンクリート

第83条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	記 号	粗 骨 材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	施工基準強度 (N/mm ²)	セメントの 種類	摘 要
保護コンクリート、水叩	D	40	5±1.5	21.0以上	高炉B種	W/C=60%以下
側壁	E	40	8±2.5	21.0以上	高炉B種	W/C=60%以下

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

3. 冬期養生については、側壁及び工及び水叩工で12月1日から3月31日の期間で給熱養生を見込んでいく。

第84条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は必要に応じて高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第85条 レディーミクストコンクリート単位水量測定

1. 本工事においては1日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について(平成15年10月2日 国官技第185号)」、「「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について(平成15年10月2日 国コ企第3号)」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(以下「測定要領」という。)(受注者が所持しない場合には工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。))に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

2. 単位水量の測定は測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。

なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第2編 材 料 編

第1章 土木工事材料

第86条 合成樹脂製品

水抜パイプは、硬質塩化ビニル管(一般管)径50mmまたはこれと同等品以上とする。

第87条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」(建設大臣認可)を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても別に「公的試験機関による技術証明書」(表-1参照)を有しているシートについては使用できるものとする。

項 目	基 準	備 考
透水性	10^{-2} (1/s) 以上	JIS L3204準拠
厚さ	10mm以上	
引張強度	1.0tf/m以上	縦・横方向共
科学的安定性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K7114準拠(pH5~9)
耐候性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A1410準拠 JIS A1415準拠

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸(仮設)及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は「平成4年度建設省告示第1324号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表-1 公的試験機関による技術証明書の内容

評 価 項 目	評 価 基 準	試 験 方 法
開孔	$\bigcirc 95 / D85 \leq 1.0$ ($\bigcirc 95 \leq 0.2\text{mm}$ は上記判定不要)	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	10^{-2} (1/s) 以上	JIS L3204準拠
引張強度	1.0tf/m以上(縦・横方向共)	JIS L3204準拠
科学的安定性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS K7114準拠 (pH5~9)
耐候性(強度保持率)	70%以上130%以下	JIS A1410 JIS A1415準拠
摩擦(静止摩擦係数)	$\mu \geq 0.5$ (適用勾配 1:2以上) 0.3 (適用勾配 1:3以上)	国土センター統一試験

※なお、「技術証明書」については「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

2. 護岸・護床吸出し防止シート

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ20mmとし、品質・規格については表-2によるものとする。

3. 品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

- (1) 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも全ての裁断片に、①製品名 ②製造年月日(製造年月日は整理番号でも良い。)③製造工場名が明示されていること。

- (2) 納入される製品は、表-2の品質試験により管理されているものとする。

- ①. 「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において3日に1回以上の割合で行われているもの。

- ②. 「公的試験機関による品質試験」として製品の生産過程において、20,000㎡に1回以上の割合で行われているもの。

表-2 品質・規格及び試験方法

項 目	品質・規格	試 験 方 法
密 度	0.12g/cm ³ 以上	JIS L3204

圧縮率	12%以下	JIS L3204
引張強度	1.0tf/m以上	JIS L3204準拠
伸び率(最大強度時)	50%以上	JIS L3204
耐薬品性(不溶解分)	90%以上	JIS L3204
透水性	0.01(1/s以上)	JIS L3204準拠

4. 現場における検査方法

- (1) 現地において、施工面積2,000㎡毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。さらに現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。
- (2) 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

5. 吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は10cm以上とする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第 8 8 条 現場技術員(共通仕様書 3-1-1-3)

本工事は現場技術員の配置対象工事であり現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。また、本工事を担当する現場技術員の氏名は別途監督職員より通知する。

第 8 9 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は施工体制の点検を行う者で指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は映像により点検が可能な項目は必要に応じ工事の受注者が導入しているWeb会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会いや打合せ等においてWeb会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で点検を希望する工事は従来通り、現地で点検する。

第 9 0 条 品質証明(共通仕様書 3-1-1-6)

本工事は品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12によるものとする。

第 9 1 条 施工者と契約した第三者による品質証明の試行

1. 本工事は「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」(令和5年6月1日付け 国会公契第11号、国官技第64号、国北予第7号)別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」(以下「要領」という。)及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン(案)」(以下「要領」という。)(国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html参照)に基づき実施するものとする。
2. 品質証明業務の実施
受注者は要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。
3. 品質証明者の選定
受注者はガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定することを基本とする。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

(1) 法人・会社においては以下のいずれかに該当する者

①. 当該工事の施工者

②. 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者または元下関係(2次以下も含む。)にある者

(2) 個人においては以下のいずれかに該当する者

①. 当該工事の施工者

②. 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者または元下関係(2次以下も含む。)にある者

③. ①または②に掲げる者のいずれかに属している者

(3) 当該工事に係る地方整備局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け 建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けている期間中である者

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者

(5) 当該工事に係る地方整備局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の

1) または2) に該当する者である。

1) 当該工事の施工者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

2) 品質証明者の属する会社・法人の代表権を有する役員または品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該会社・法人または個人

4. 品質証明者との契約

受注者は要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

(1) 要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施

(2) 品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等

(3) 品質証明の期間

(4) 契約金額

5. 品質証明者との契約書の写しの等の提出

受注者は工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面を監督職員に提出しなければならない。

6. 品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

7. 契約図書の変更に係る通知

受注者は契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

8. 品質証明結果の修正

受注者は品質証明結果に誤謬または脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

9. アンケートへの協力

受注者は監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は品質証明者に対して監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

10. 実施状況等の確認

受注者は発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。

11. 品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

12. 品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は38.5日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。また、早出・残業、休日・夜間等、品質証明のための臨場日数以外の費用についても実績に合わせて契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合はこの限りでない。

13. 業務効率化

(1) 品質証明チェックシート以外に添付すべき資料の有無、チェックシートの内容・項目については、3者(施工者、品質証明者、監督職員)で協議のうえ、工事着手するものとする。

ただし、既存資料の活用や添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

(2) 受注者は品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るようメールやFAX、ASP等を活用し、

進捗状況の共有に努めること。

1 4. 確認の頻度

品質証明の確認頻度はガイドライン記載の頻度を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等からガイドライン記載の頻度で実施することに支障がある場合は、3者(施工者、品質証明者、監督職員)で確認頻度を協議決定してから工事着手すること。

1 5. ヒアリングの実施

受注者は監督職員から今年度の取り組みの効果や採算性や参入意欲向上のヒアリング等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は品質証明者に対して監督職員から求められたヒアリング等への協力を求めるものとする。実施にあたっての調査票は監督職員より通知する。

第9 2条 工事完成図書の納品(共通仕様書 3-1-1-9)

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「工事完成図書の電子納品等要領(令和6年3月)」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は監督職員と協議のうえ、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第9 3条 中間技術検査(共通仕様書 3-1-1-10)

1. 本工事は中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。

なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては減免することが出来るものとする。ただし、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

2. 中間技術検査の実施時期は完成、既済部分(完済を含む。)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は監督職員が選定するものとし、監督職員は受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は上記を標準として実施することとするが中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第9 4条 検査書類限定型工事

1. 本工事は検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

- ①. 施工計画書
- ②. 施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)
- ③. 工事打合せ簿(協議)
- ④. 工事打合せ簿(提出)
- ⑤. 工事打合せ簿(承諾)
- ⑥. 出来形管理図表
- ⑦. 品質管理図表
- ⑧. 品質規格証明資料
- ⑨. 品質証明書
- ⑩. 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」または「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第9 5条 ウィルス対策

受注者は電子納品時のみならず監督職員に工事に関する事項について、電子データを提出する際にはウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第 2 章 一 般 施 工

第 9 6 条 砂防土工(盛土)(共通仕様書 1-2-3-3)

1. 盛土場所は構造物周辺とする。
2. 盛土高については監督職員の承諾を得るものとする。
3. 盛土材料は良質な材料で盛土するものとし掘削土砂及び監督職員の承諾を得た材料とする。
4. 1 項の盛土箇所のうち、締固めを要する箇所は、構造物の基礎及び側壁裏側の掘削箇所、その他監督職員の指示する箇所とする。
5. 締固めは一層40cm以内に敷均し、下記のいずれかの方法または監督職員の承諾を得た方法で締固めなければならない。
 - (1) ブルドーザ15t以上の場合は5回以上、21t以上の場合は4回以上。
 - (2) 振動ローラー2.5t以上の場合は5回以上。
 - (3) タンパ60～100kgの場合は5回以上。

第 9 7 条 工事用道路(共通仕様書 3-2-10-2)

1. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
なお、補修は設計変更の対象とする。
2. 仮道路は、工事期間中適切な管理を行い利用するものとする。
3. 仮道路は工事終了後は撤去し、原形に復するものとする。

第 9 8 条 仮設工(共通仕様書 3-2-10-5、3-2-10-11)

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

第 9 9 条 根固めブロックの移動

根固めブロックの移動元・運搬距離は以下のとおりとする。

- (1) 移動・保管場所：長野県北佐久郡軽井沢町追分（濁川東ストックヤード）
- (2) 運搬距離：約 2.0 km
- (3) ビーハイブ：12個(公称重量3t)

第 4 編 砂 防 編

第 1 章 砂 防 堰 堤

第 1 0 0 条 堰堤等基礎の床掘

堰堤等基礎部の床掘において、岩盤または転石等により床付面の変更が発生する場合や土質条件等により掘削法面が自立しない場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第 1 0 1 条 転石

構造物基礎面に大転石が露出した場合は、監督職員の指示により処理するものとする。

第 1 0 2 条 既設面整形

基礎面整形は打継ぎ面全面に実施するものとし、旧堤体の表面を粗にして密着をはかるものとする。

なお、施工範囲については監督職員の承諾を得るものとする。

第 1 0 3 条 堰堤基礎設計条件

支持地盤に用いる設計条件は下表のとおりとする。

構 造 物	支持地盤	許容支持力
副堰堤基礎	砂質層	245kN/m ²

第104条 巨石材試験

1. 本工事は現地発生巨石材強度試験対象工事とする。
2. 巨石材強度試験の実施は、現地発生巨石材（φ50cm以上）によるものとする。
3. 調査項目は下記を見込んでいる。
ただし、現地状況に基づき変更が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。
 - ・圧縮強度試験（試料作成を含む）
 - ・コアボーリング

第105条 残存型枠工

残存型枠工の残存型枠設置基礎部において、地盤の不陸等の現場条件により型枠設置に安定を確保することが困難な場合は、調整コンクリート等の要否について監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第106条 残存型枠（外壁兼用型）工

1. 一般事項
 - (1) 残存型枠（外壁兼用型）工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。
 - (2) 残存型枠（外壁兼用型）工に用いる型枠は下記のとおりとする。
 - ①. 残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的とせず主に露出面に使用する型枠材をいう。
 - ②. 残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。
2. 材料
受注者は残存型枠（外壁兼用型）工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出しなければならない。

項 目	内 容	摘 要
主要材料	1) モルタル及びコンクリート 共通仕様書第8編1-8-4の本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理または防錆処理を施されているもの。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の 証明書 または 公的機関の 試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は、ひび割れまたは破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 型枠は耐凍結融解性を有していること。	

3. 施工
 - (1) 受注者は型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
 - (2) 受注者は型枠にひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
 - (3) 受注者はコンクリート打込み前に予め型枠裏面を湿潤状態にしたうえで、構造物内部及び型枠裏面に、十分にコンクリートが回り込むように締固めなければならない。
 - (4) 受注者は目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠では挟み込み、表面に露出させなければならない。

第107条 側壁工

1. 側壁に設置する水抜きは、2 m²に1箇所程度設置するものとし、裏側に吸出し防止材を設置

するものとする。

2. 側壁の水抜きは、設置位置については監督職員の承諾を得るものとする。

3. 側壁に設置する伸縮継目の施工間隔は10mを標準とし、伸縮目地板を使用しなければならない。なお、その施工箇所は監督職員の承諾を得るものとする。

第108条 銘板の設置

1. 本工事は、銘板を設置するものとする。

2. 材質・規格、記載事項については以下を標準とし、詳細について受注者は監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

(1) 材質・規格

①. 材質：JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)

②. 寸法：900mm×600mm

③. 文字サイズ：15mm程度

なお、銘板の寸法について変更となる場合は設計変更の対象とする。

(2) 記載事項

①. 構造物名称

②. 完成年月日

③. 諸元(天端標高、高さ、長さ)構造物名称

④. 発注機関名構造物名称

⑤. 施工(工事名、施工会社名、現場代理人名、監理技術者名、担当技術者名、下請施工会社の専任の主任技術者名)

なお、下請施工会社の専任の主任技術者については、本人の了解を得たうえで記載すること。

⑥. 設計(業務名、設計会社名、設計責任者名)

3. 取付位置については通常の点検で目視できる位置とし、監督職員の承諾を得るものとする。

(記載例)

濁川第二砂防堰堤						
完	成	年	月	令和〇〇年〇〇月		
諸		元		天端標高〇〇〇m	高さ〇〇m	長さ〇〇m
国土交通省						
施	工	〇〇〇〇砂防堰堤工事				
		〇〇建設株式会社			現場代理人	〇〇 〇〇
					監理技術者	〇〇 〇〇
		〇〇〇〇砂防堰堤工事				
設	計	〇〇建設株式会社			現場代理人	〇〇 〇〇
					監理技術者	〇〇 〇〇
		〇〇土木有限会社			主任技術者	〇〇 〇〇
		〇〇設計業務				
		〇〇〇コンサルタント株式会社				
					設計責任者	〇〇 〇〇

そ の 他

第109条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、予めその対応策を定めておくものとする。

2. 地震注意情報等が発令された場合は直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第110条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については以下によることとする。

①. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(閉庁日)の夜間に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。

異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職

員へ報告。

ロ) 現場休工日(閉庁日)に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は開庁日に速やかに監督職員へ報告。
※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し、建設工事現場の点検を行うこと。

②. 気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 1 1 1 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は工事の安全確保に支障のない範囲において当該工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 1 1 2 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合には速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 4 9 条 第 4 9 条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 3 9 条
工事用道路関係	■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。	第 9 7 条
明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第 8 1 条

概略工事工程表

別紙ー5

工事名：R8濁川砂防堰堤工事

工 種	単位	数 量	令和8年度							備考 (パーティ(pt)数等)
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
準備	式	1								
砂防土工・作業土工	m3	3,300								
コンクリート堰堤工	m3	252								
	m3	466								
	m2	1,506								
根固めブロック工	個	12								
仮設工	式	1								
後片付け	式	1								
制	関連工事(前工事)	—								
約	年末年始、お盆	—								
条	出水期間	—								
件										

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

位置図 S=1:50,000



工 事 名	R 8 濁川砂防堰堤工事					
図 面 名	位 置 図					
年 月 日	令和 8 年 5 月 日					
縮 尺	1:50,000		図面番号		12 葉之内 1	
所 長	副 所 長	課 長	係 長	設 計		
会 社 名						
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所					

平面図 S=1:1000

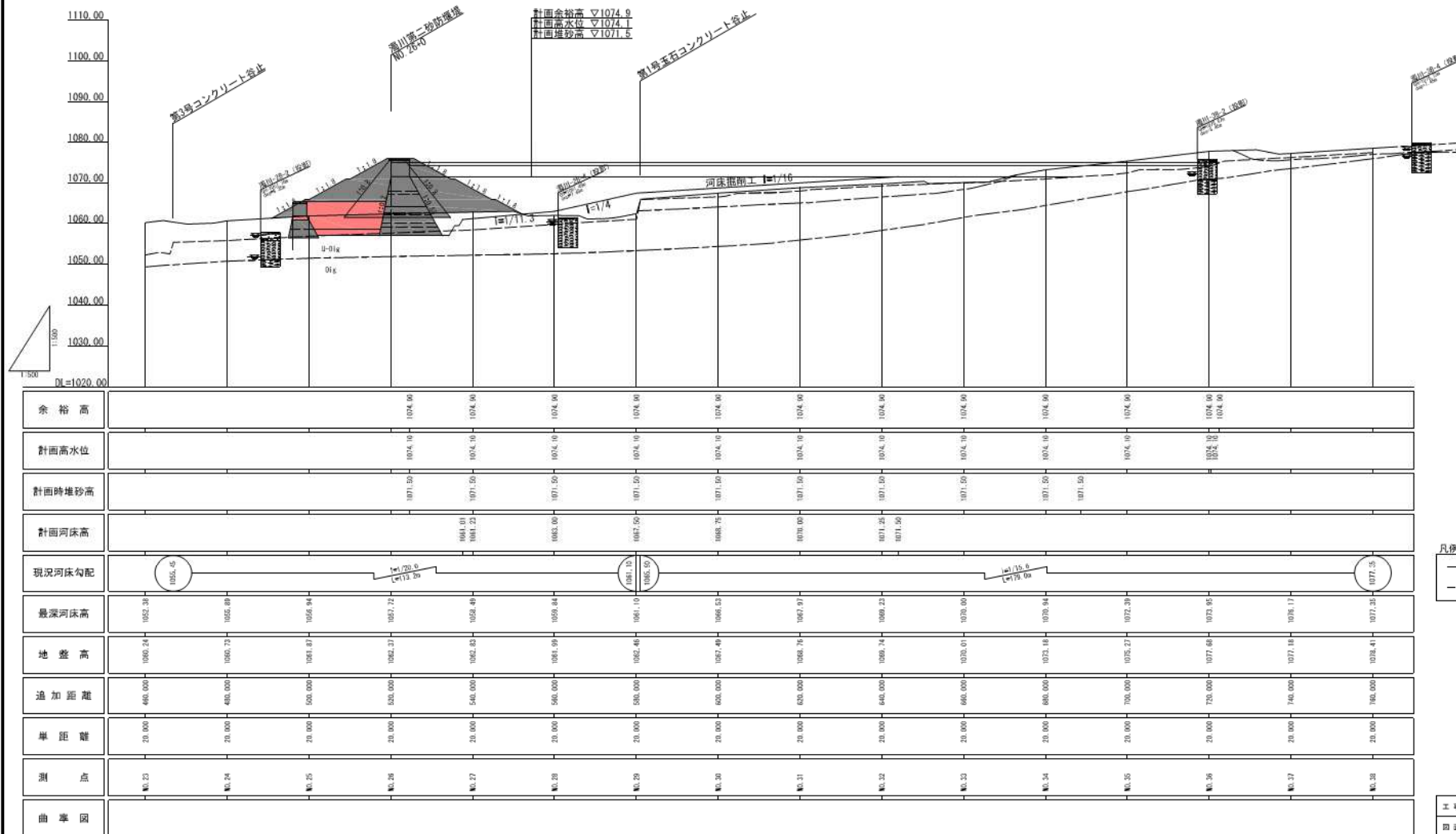


本図面は野小図のため
断尺は必ずと異なります。

凡 例	
	現在施工分
	堆 砂
	境界線
	境界線
	境界線

工 事 名	村田濁川砂防工事		
図 面 名	平面図		
年 月 日	令和 6 年 5 月 日		
縮 尺	S=1:1000	図面番号	12-第2内 2
委 託 名			
事務所名	国土交通省 河川・水資源部 砂防課		

縦断面図 V=1:500
H=1:500



凡例

- 地盤高
- 最深河床高

本図面は新小図のため
断尺は表示と異なります。

凡 例

既 股

工 事 名	R 8 滝川砂防堰堤工事		
図 面 名	縦断面		
年 月 日	令和 8 年 5 月 日		
型 尺	Y=1:500 H=1:500	図面番号	12 策之内 3
企 社 名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

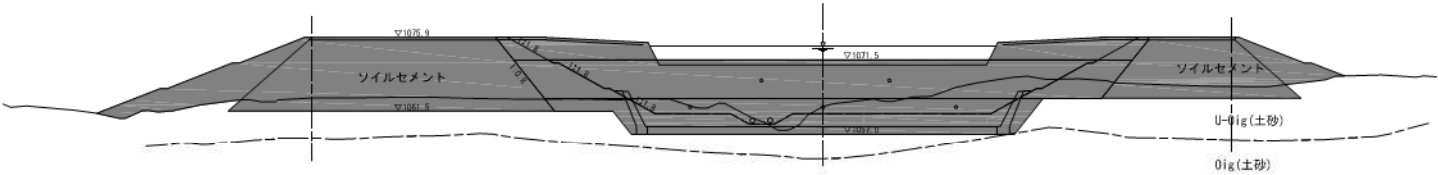
横断図 S=1:500

NO. 26

③=1052.37
F③=

折れ点
B=45

折れ点
B=45



NO. 25

③=1061.87
F③=



NO. 24

③=1060.73
F③=



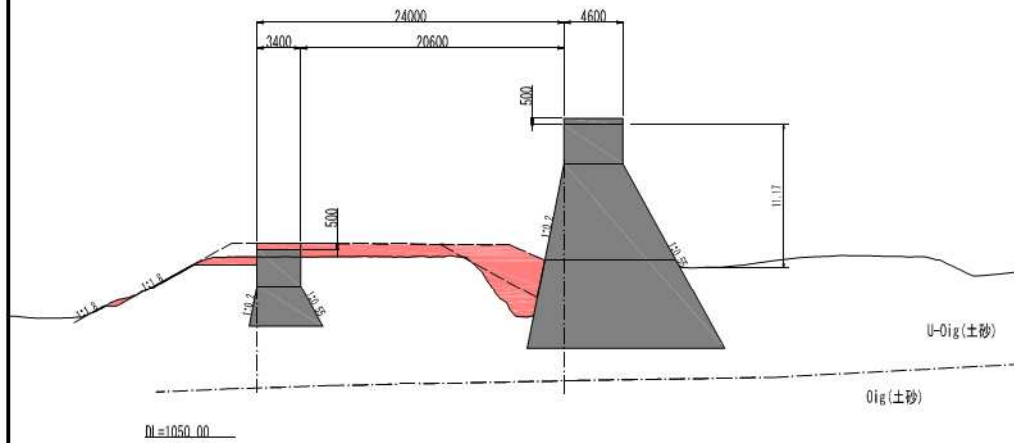
本図面は縮小図のため
断尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分
	既 設

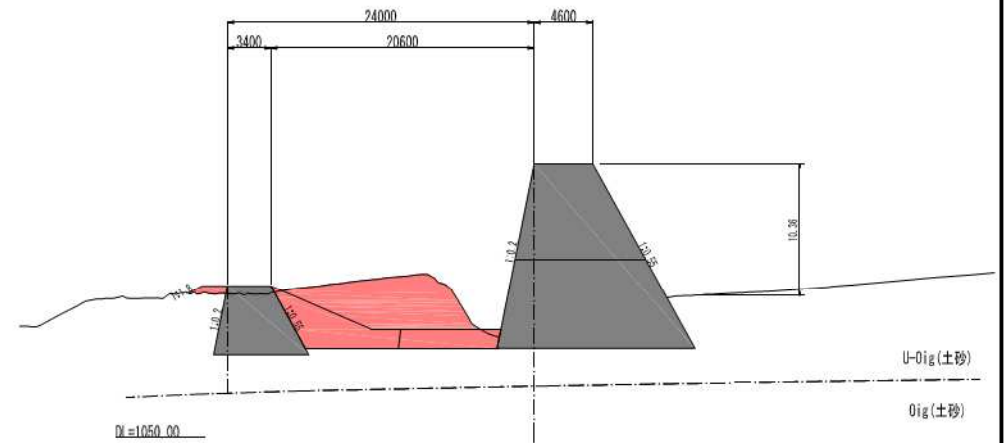
工 事 名	R 6 滝川砂防堰堤工事		
図 面 名	横断図		
年 月 日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	12 第2内 4
企 社 名	株式会社 オリエンタルコンサルテンツ		
事務所名	国土交通省 河川川水事務センター		

砂防堰堤断面図 (1) S=1:200

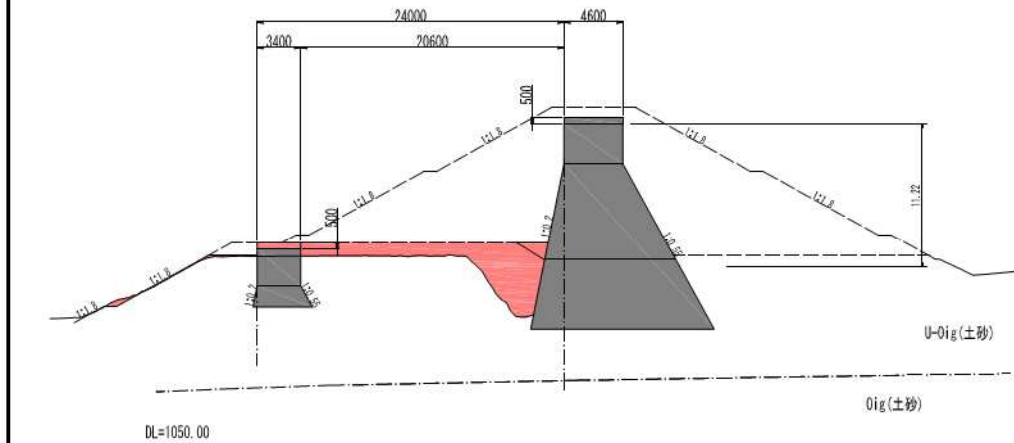
R-37.50



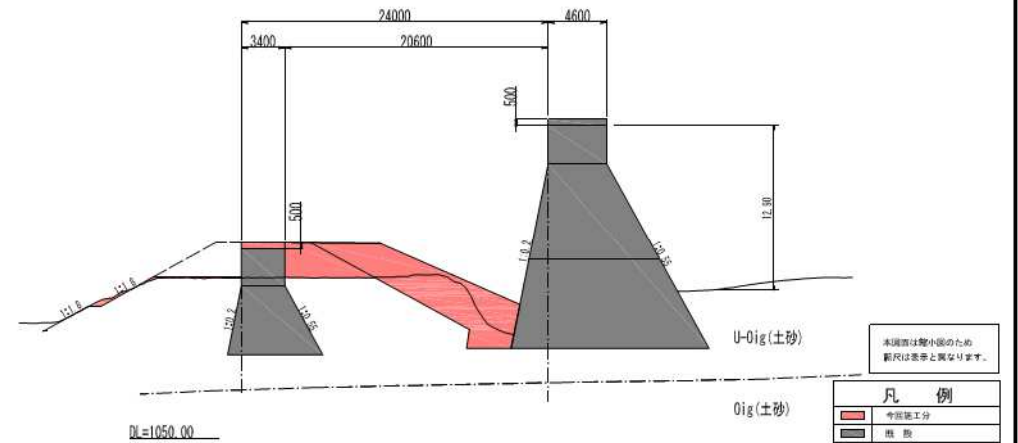
R-32.50



R-38.70



R-35.71



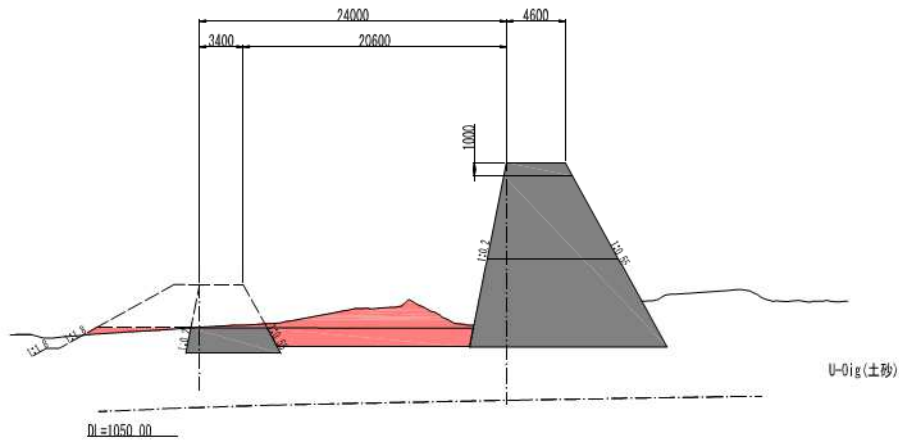
本図面は概小図のため
断尺は必ずと異なります。

凡 例	
■	本図面工分
■	既 設
□	
□	
□	

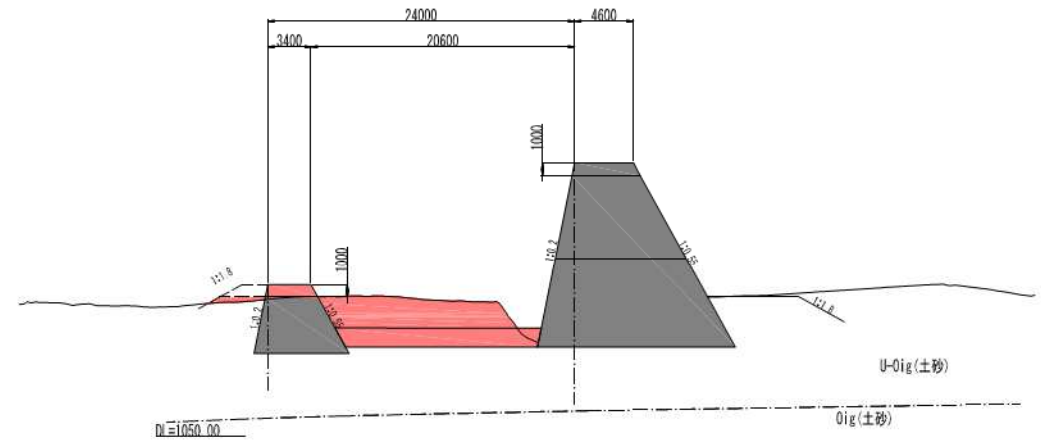
工 事 名	R-35.71 砂防堰堤工事				
図 書 名	砂防堰堤断面図 (1)				
年 月 日	令和 8 年 5 月 日				
縮 尺	S=1:200	図面番号	1.2	第 2 次 図	5
会 社 名					
事務所名	国土交通省 河川部 河川砂防砂防事務所				

砂防堰堤断面図（2） S=1:200

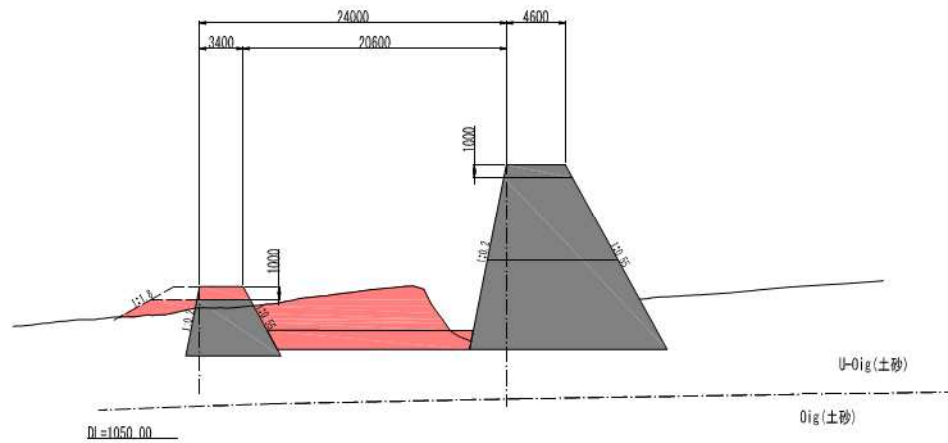
R-14.50



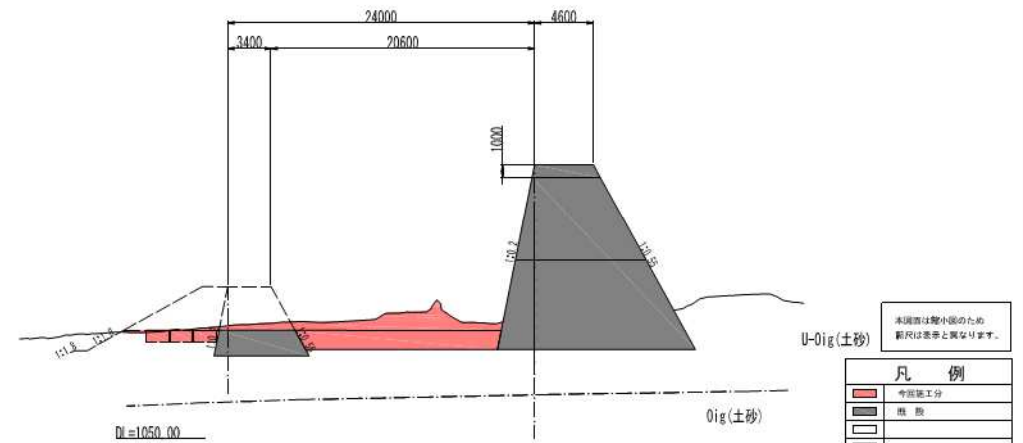
R-3.38



R-20.62



R-9.50

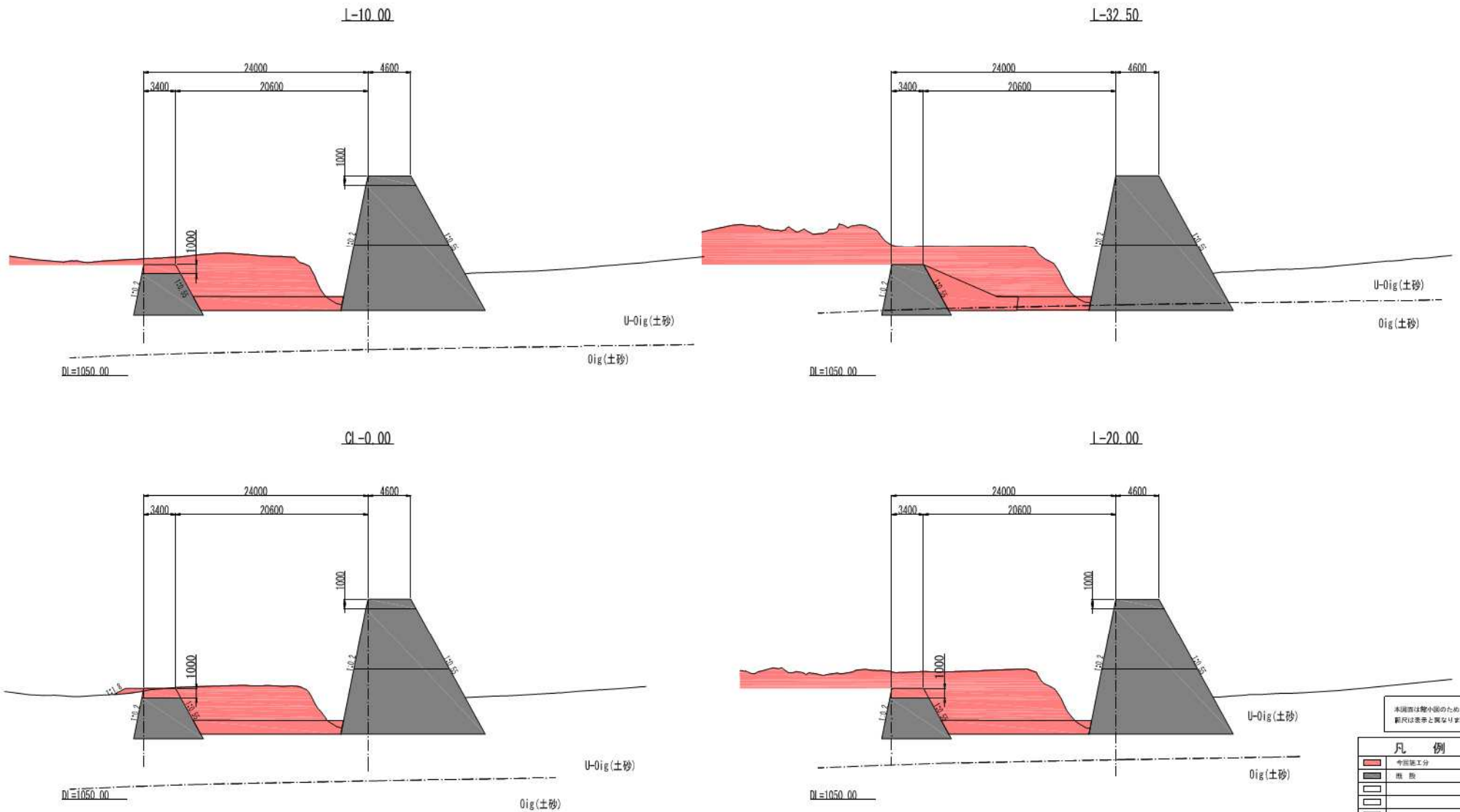


本図面は縮小図のため
断尺は必ずと異なります。

凡 例	
■	本図面工事分
■	他 図
□	
□	
□	

工 事 名	R-9.50 砂防堰堤断面図 (2)		
図 番 号	R-9.50 砂防堰堤断面図 (2)		
年 月 日	令和 6 年 5 月 日		
縮 尺	S=1:200	断面番号	1.2 第2内 6
会 社 名			
事務所名	国土交通省 河川部 河川砂防砂防事務所		

砂防堰堤断面図 (3) S=1:200



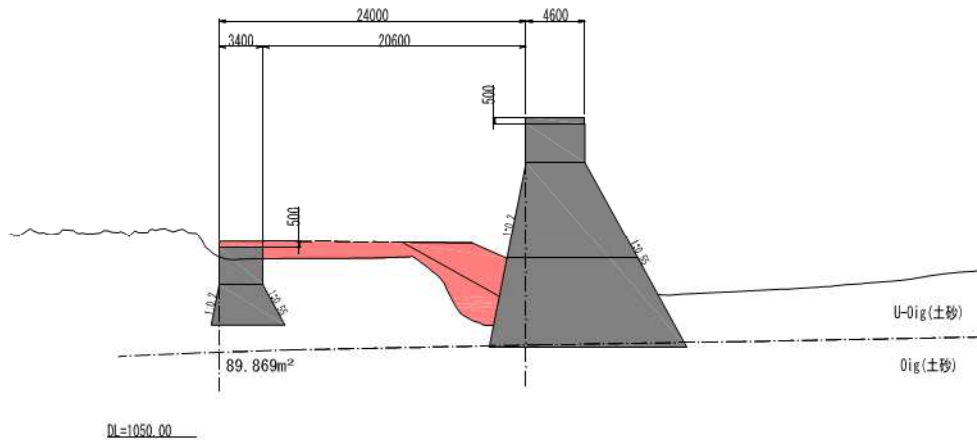
本図面は縮小図のため
断尺は必ずと異なります。

凡 例	
	中面施工分
	堰 体
	
	
	

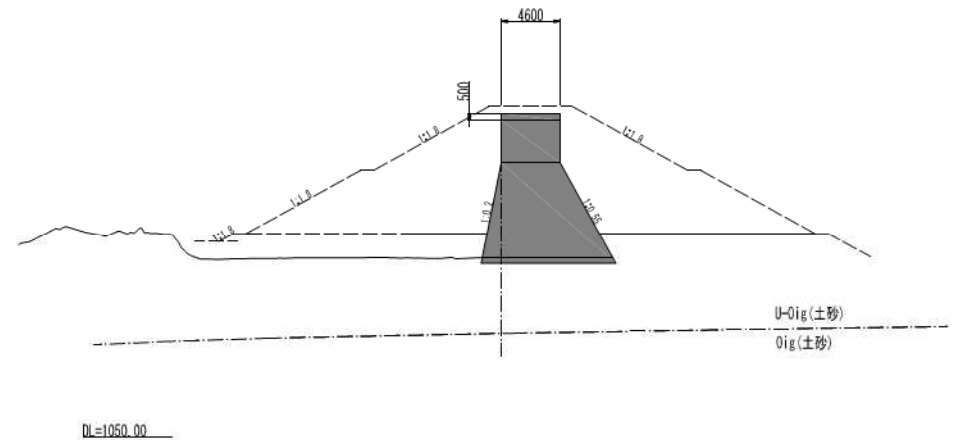
工 事 名	石川瀬川砂防堰堤工事		
図 書 名	砂防堰堤断面図 (3)		
年 月 日	令和 8 年 5 月 日		
縮 尺	S=1:200	図面番号	1.2 第2内 7
会 社 名			
事務所名	国土交通省 河川本課砂防業務課		

砂防堰堤断面図（４） S=1:200

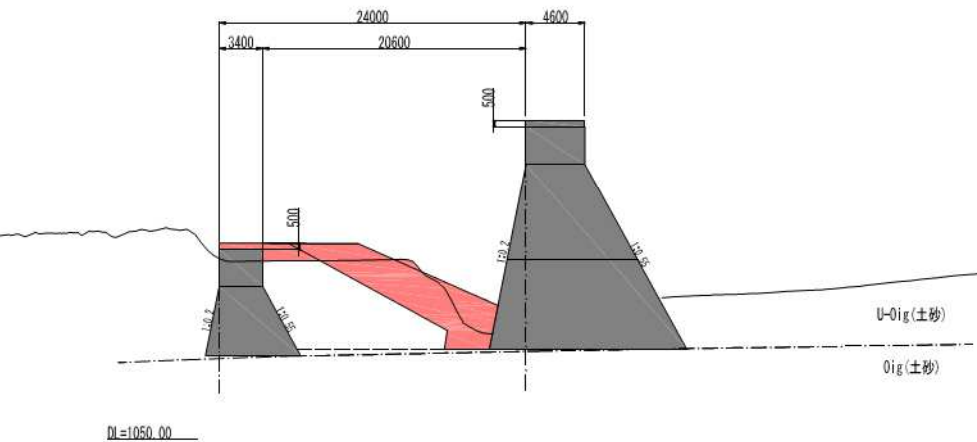
L-37.50



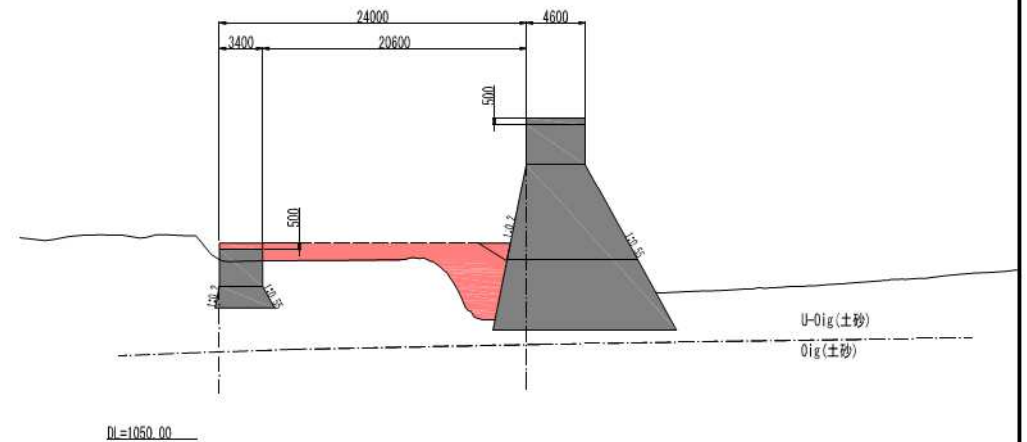
L-42.75



L-35.71



L-38.70



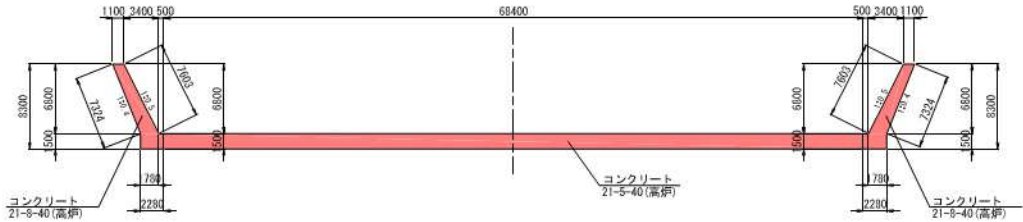
凡 例	
■	今回施工分
■	既 設
□	
□	
□	

本図面は概略図のため
数値は表示と異なる場合があります。

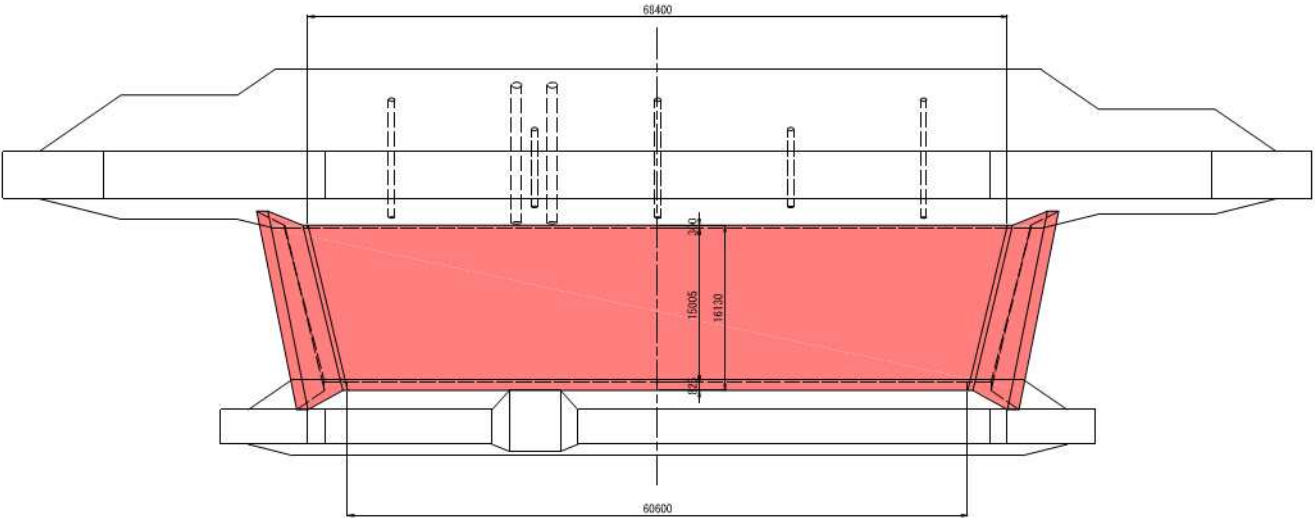
工 事 名	川口川砂防堰堤工事		
図 書 名	砂防堰堤断面図（４）		
年 月 日	令和 6 年 5 月 日		
縮 尺	S=1:200	図面番号	1.2 第 2 号
委 託 名			
事務所名	国土交通省 河川川水部砂防部		

側壁・水叩工構造図 S=1:250

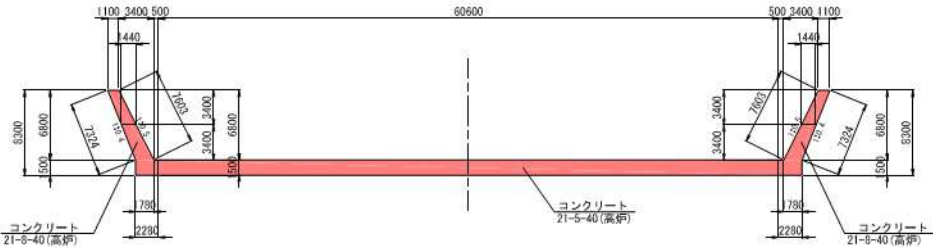
本堤側正面図



平面図

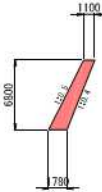


副堤側正面図

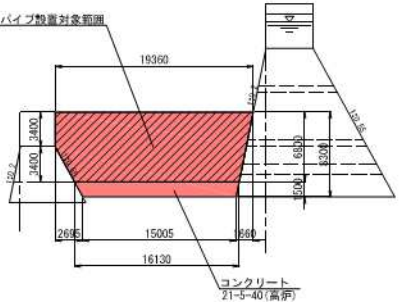


側面図

(水抜きパイプ設置対象断面)



水抜きパイプ設置対象範囲



本図面は縮小図のため
概尺は表示と異なります。

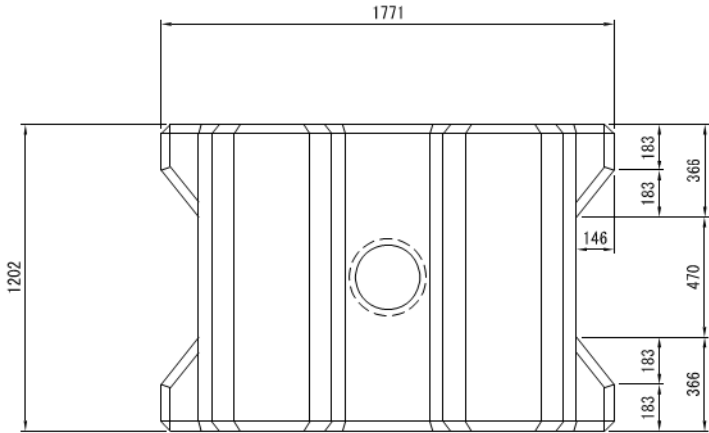
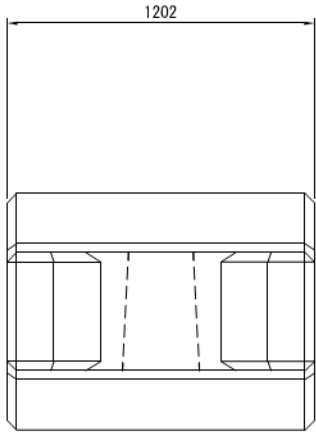
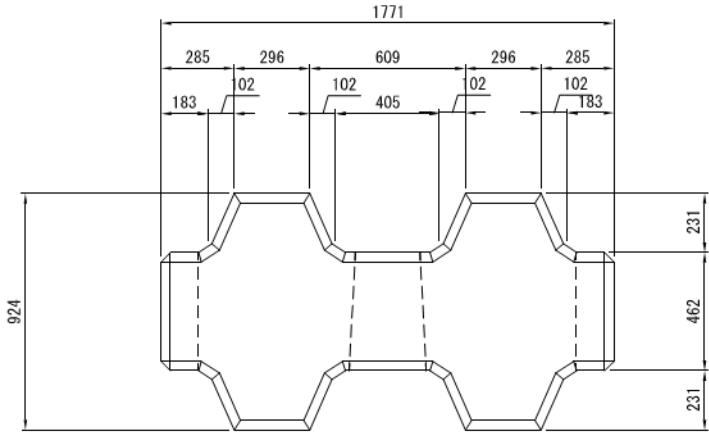
凡 例	
■	今回施工分
□	
□	
□	
□	

工 事 名	R6荒川砂防堤補修工事				
図 書 名	側壁・水叩工構造図				
年 月 日	令和 8 年 5 月 日				
縮 尺	S=1:250	図面番号	1.2	表2A	1.6
企 社 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社				
事務所名	国土交通省 河川川水調査事務所				

※水抜きパイプはVPφ50mmとし、側壁背面側には吸出防止材(300×300×20mm)を敷けるものとする。
※水抜きパイプは2.0m2に1箇所設置するものとする。

根固めブロック 構造図

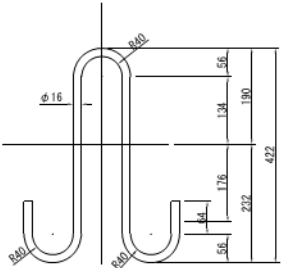
構造図 S=1:100



ブロック1個当り数量表

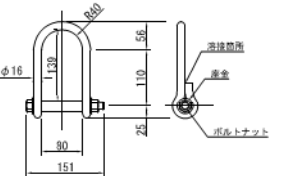
名 称	3 t 型
体 積	1.306 m ³
参考質量	3.004 t
型枠面積	7.77 m ²

連結用挿入鉄筋詳細図 S=1:5



※ L方向〔平図面左右方向〕の寸法

連結金具詳細図 S=1:5



本図面は縮小図のため
数値は表示と異なる場合があります。

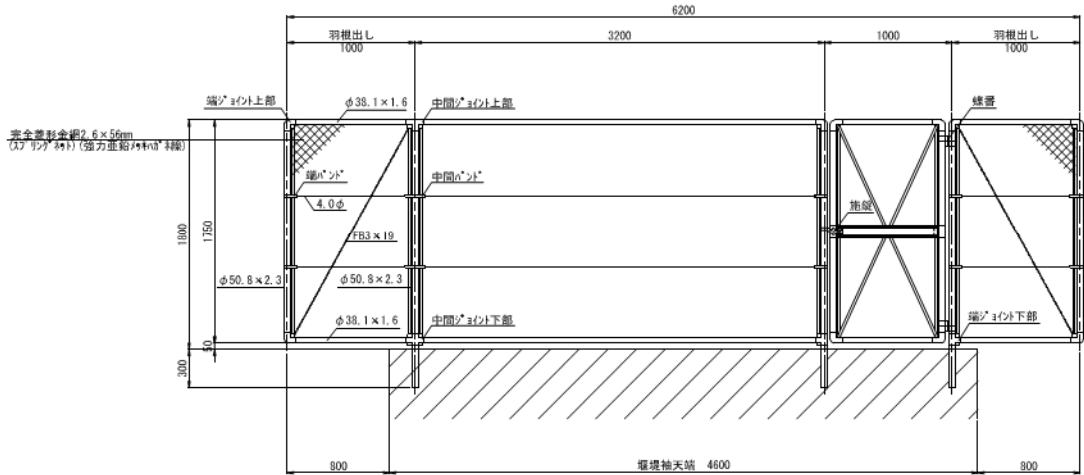
凡 例

□	基礎工事分
□	
□	
□	
□	

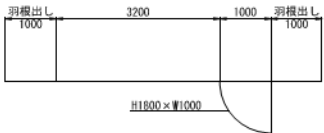
工 事 名	R 6 滝川砂防堰堤工事		
図 面 名	根固めブロック 構造図		
年 月 日	令和 6 年 5 月	日	
縮 尺	図 示	図面番号	12 頁之内 11
企 社 名			
事務所名	国土交通省 岩手県土木部		

立入防止柵構造図

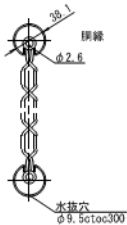
片開きドア-H1800×W1000
S=1:20



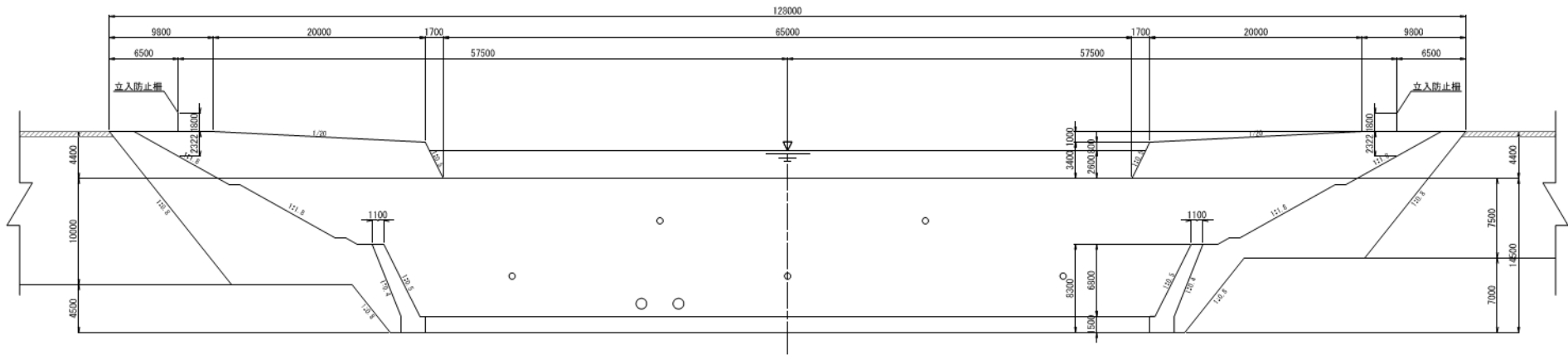
平面配置図
S=1:50



金網取付断面図
S=1:3



立入防護柵設置位置図
S=1:200



凡 例	
☐	今回施工分
☐	
☐	
☐	
☐	

本図面は海小図のため
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R6瀬川防衛整備工事		
図 面 名	立入防止柵構造図		
年 月 日	令和 6 年 5 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	1.2 第2頁 1.2
会 社 名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 瀬川本郷防衛事務所		